

介護福祉士制度の見直しについて

(検討事項・検討の視点)

【論点2】 介護福祉士の役割について

【検討の視点】

- 介護福祉士の定義等についても、制度施行後18年間の状況の変化を踏まえつつ、例えば身体介護だけでなく心理的・社会的支援の側面にも配慮すべきではないかといった観点から、点検を行っていく必要があるのではないか。

求められる介護福祉士像

(「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書(2006年7月5日)より)

これからの介護福祉士の人材養成における目標。

- ① 尊厳を支えるケアの実践
- ② 現場で必要とされる実践的能力
- ③ 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
- ④ 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
- ⑤ 心理的・社会的支援の重視
- ⑥ 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
- ⑦ 他職種協働によるチームケア
- ⑧ 一人でも基本的な対応ができる
- ⑨ 「個別ケア」の実践
- ⑩ 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- ⑪ 関連領域の基本的な理解
- ⑫ 高い倫理性の保持

「社会福祉士及び介護福祉士法」上の 定義規定及び義務規定

<定義規定>

※「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)より

(定義)

第二条 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

<義務規定>

(信用失墜行為の禁止)

第四十五条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十六条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。
社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

(連携)

第四十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

(名称の使用制限)

第四十八条 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。
2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

※参考:「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号)より

(連携)

第二十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに際し、医療が必要となつた場合の医師を、あらかじめ、確認しなければならない。
2 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たり、医師その他の医療関係者の関与が必要となつた場合には、医師その他の医療関係者に連絡しなければならない。